

公益社団法人鳥取県看護協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人鳥取県看護協会の定款第5条の第1項に定めたこの法人の賛助会員について定める。

2 この規程に定めがない事項については、この法人が定める定款、運営規則、又はその他の規程に定めるところによる。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、この法人の事業の趣旨に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体（以下「団体」という。）とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込所を提出し、次条に定める賛助会費を納めるとともに、この法人の常勤役員会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員となったものは、毎年度ごとに、次条に定める賛助会費を支払う。

(賛助会費)

第4条 賛助会費は、次のとおりとする。

(1) 個人 一口 1,000円

(2) 団体 一口 10,000円

2 賛助会員になろうとする個人又は団体は、一口以上の賛助会費を納めなければならない。

3 賛助会員となったものについても、前項を適用する。

4 賛助会員となったものは、理由のいかんを問わず、支払い済みの賛助会費の返還を請求することができない。

(賛助会費の用途)

第5条 この法人は、賛助会費を、専らこの法人の公益目的事業活動について生じる費用に充てる。

(賛助会員資格の喪失)

第6条 賛助会員は、次の各号の1つに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき

(2) 成年被後見人、被保佐人の審判をうけたとき、又は破産手続開始決定を受けたとき

(3) 自己の意思で退会したとき

- (4) 除名されたとき
- (5) 正当な理由がなく2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第7条 賛助会員は、所定の退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員は、理由のいかんを問わず、納入済みの賛助会費の返還を請求することができない。

(除名)

第8条 賛助会員が、次のいずれかに該当するときは、この法人は、常勤役員会の決議により、当該賛助会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 前2号に掲げる場合の他、正当な事由があるとき

(賛助会員の権利等)

第9条 賛助会員は、この法人の定款第11条及び第17条に定める権利を有しない。

2 この法人は、賛助会員に対し、この法人の機関誌その他の印刷物を無償で配布することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほかは、必要な事項はこの法人の会長が別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程は、常勤役員会の決議により変更することができる。

附則

1 この規程は令和2年6月7日から施行する。